

令和6年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち
バイオエコノミー推進人材活動支援事業の追加応募に係る提出書類確認表

提出書類	チェック	備考
1. 令和6年度「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画書（別紙様式1）		
2. 経費内訳書（令和6年度の事業を実施するために必要な全ての経費） 【代表機関のみ提出。共同事業体の場合は代表機関及び構成員毎に提出（別表1・2）】		
3. プロジェクトチームの概要が分かる資料	—	—
・事業実施責任者及び代表機関の概要（共同事業体の場合は構成員を含む。）		
・プロデューサーからの推薦状（様式は企画書に含まれている） 【該当する代表機関のみ提出】 ※事業実施責任者が、研究開発プラットフォームのプロデューサーから推薦を受けて応募する場合、共同事業体も同様		
・今後設立予定の研究開発プラットフォームの概要資料		
4. 「企画競争参加表明書」（別紙様式2）【代表機関のみ提出】		
5. 令和4・5・6年度農林水産省参加資格「資格審査結果通知書」の写し【代表機関のみ提出。共同事業体の場合は構成員（代表機関も含む）が提出】	—	—
・資格の種類及び等級は、「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」に格付けされていますか。		
・競争参加地域は、「関東・甲信越」が入っていますか。		
6. 基準適合認定通知書等の写しなど認定状況又は策定状況が分かる資料 【該当する代表機関のみ提出】	—	—
・代表機関が女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）を受けている場合		
・代表機関が女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下）であって、行動計画（計画期間が満了していない）を策定し、かつ、当該計画が労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合		
・代表機関が次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）を受けている場合		
・代表機関が青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合		
7. プロジェクトチームのメンバーは、「知」の集積と活用の中産学官連携協議会の会員ですか。会員でなかった場合、入会の申し込みは行いましたか。		

令和6年度「知」の集積による産学連携推進事業のうち
バイオエコノミー推進人材活動支援事業第2回公募の
審査に当たっての留意事項

1 企画書の作成方法

(1) 提出する様式

企画書の作成に当たりましては、別紙様式1(Wordファイル)に、事業の概要、事業の実施体制(プロジェクトチーム)、プロジェクトチームが社会実装したい技術の概要、事業計画等を、別表1及び2(Excelファイル)に経費の配分をご記入の上、提出してください。

(2) 「事業の概要」の作成

上記(1)のうち、別紙様式1の企画書の1「事業の概要」には、

- ・ 目的・背景、
- ・ 「知」の集積の活用との関連性、
- ・ 事業の計画(関係者間の連携、ビジネスモデルの構築・検証、社会受容促進のための取組)、
- ・ バイオエコノミー社会との関連性

等について概要を2頁以内で記入してください。

この「事業の概要」に記載された内容は審査において重要視されます。

2 企画審査委員会への対応

(1) 企画審査委員会への参加

応募者は企画審査委員会にオンラインで参加していただきますようお願いいたします。参加者は5名以内といたします。

なお、本委員会に参加できる応募者は、事前に審査委員により選定されることがあります。参加できる応募者には、別途、事務局よりご連絡いたします。

(2) プレゼンの実施依頼

応募者は、別紙様式1の企画書の各項目について、その概要を記載したプレゼン資料を作成し、10分以内(予定)でご説明をお願いいたします(プレゼン資料は本委員会開催前に提出)。

- ・ 目的・背景(プロジェクトチームが社会実装したい技術の概要を含む)
- ・ 事業の実施体制(プロジェクトチーム)
- ・ 事業の計画(関係者間の連携、ビジネスモデルの構築・検証、社会受容促進のための取組)
- ・ 事業のスケジュール

・経費の配分

(3) 審査委員からの質問への回答

企画審査委員会では、審査委員が提案内容について質問されますので、適宜、ご回答いただきますようお願いいたします。なお、質疑応答の時間は限られていますので、簡潔にご回答いただきますようお願いいたします。

また、本委員会開催前に審査委員から質問があった場合、事務局から質問内容をご連絡いたしますので、本委員会当日に、プレゼン資料を説明する際には、その回答も含めて、ご説明いただきますようお願いいたします。

(4) 審査における加点

審査におきまして、「バイオコミュニティの形成」については、別紙様式1の企画書の6の(2)「バイオ戦略のバイオコミュニティの形成との関連」の記載内容で確認を行い、また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関わる活動については、応募要領の6の(6)に記載している書類を提出していただき、該当すると確認できれば加点を行います。

以上